審 査 基 準 (公 表 用) 所管部(局)・課 生 活 衛 生 課

						<u> // Д Д </u>		/占 1			
法	令		旅館業法				法令の番号	昭和23年法律第138年	를		
手	続	名	旅館業営業	業許可(1/6)			根 拠 条 項	第3条第1項			
	第1	旅館業の種	類によらる	ず次の要件を満たしてい	ること。	,					
	1	申請者が、	原則として	て次の各号のいずれかり	こ該当し	ないこと。					
	(1) 成年被後見人又は被保佐人										
	(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者										
	(3) 禁固以上の刑に処せられ、又は法若しくは法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな										
	った日から起算して3年を経過していない者										
審	(4) 法第 8 条(の規定によ	こり許可を取り消され、	取消の日	∃から起算して3年を経過し	ていない者				
	(5) 暴力団員	こよる不当	áな行為の防止等に関す	る法律第	第2条第6号に規定する暴力]団員(以下「暴力	1団員」という。) 又は暴力団	団員でなく	くなった日から起	
杳		算して5年	を経過した	ない者 ((8)において「:	暴力団員	等」という。)					
	(6)営業に関し	し成年者と	:同一の行為能力を有し	ない未足	成年者でその法定代理人(渋	は定代理人が法人で	である場合は、その役員を含	含む。) が	(1)~(5)にいずれ	
基		かに該当す									
垄	(7)法人であっ	って、その)業務を行う役員のうち	に(1)~((5)のいずれかに該当する者:	があるもの				
準				業活動を支配する者							
华						₹2条第2号に規定する暴力					
						的又は第三者に損害を与え					
	(1	1)暴力団又	は暴力団	員に対して資金等を提	洪し、又	は便宜を供与する等直接的	又は積極的に暴力	団の維持運営に協力し、又	は関与し	ている者	
	,	,		員と社会的に非難され							
				員であることを知りな							
	(1					その他これらと同等以上の支					
						限る。以下同じ。)にあって	は当該個人以外の)者で営業所を代表するもの	をいう。)に2から7まで	
				人その他の団体又は個ノ	-						
						-関与している法人その他の					
						これらの用に供するものと流			むね 100	mの区域内に	
						の清純な施設環境が著しく語	雪されるおそれが な	ないこと。			
	(1) 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)										
	(2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設										
	(3) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館										
	(4) 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定した施設										
	(5) 前2号に掲げる以外の社会教育施設(体育館及びレクリエーションのための施設を含む)のうち主として18歳未満の者の利用に供される施設で知										
		事が告示で	指正する つ	6 0							
受付	保健福	祉事務所	処理	保健福祉事務所	交付	保健福祉事務所	標準処理期間	2 0 日	目次		
機関			機関		機関		標準経由期間	間 - 日	ΝO		

審 査 基 準 (公 表 用) 所管部(局)・課 生 活 衛 生 課

					<u> </u>	(同 <i>)</i> 珠 生					
法	令 名	旅館業法				法令の番号	昭和23年法律第138号	号			
手	続 名	旅館業営	業許可(2/6)			根 拠 条 項	第3条第1項				
	3 施設の構造	造設備につ	いて、次の各号の基準を	を満たしているこ	ك 。						
			分にできる構造であるこ	-							
	(2) 雨水及び汚水の排水に支障のない排水設備が設けられていること。										
	(3) 客室の床が木造の場合は、床下の通風が常に良好であること。										
	(4) 客室及び適当な箇所に、クズ入れを備えていること。										
審	(5) 各客室の入口に室番号又は室名を表示していること。ただし、施設の構造上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。										
			欠の措置を講じること。								
杳			な湯及び水を十分に供給		-						
			は適当数の洗いおけ及び								
基							の量及び過マンガン酸カリ	リウム消費	量に限る。) によ		
			衆衛生上支障がないと記	似めるときは、こ	の基準の全部又は-	一部を適用しない。					
進		~ 5 度以下									
'							、過マンガン酸カリウム消				
						里田により、全有権	幾炭素の量の測定結果を適用	#すること	こか小適切と考え		
			マンガン酸カリウム消費	•		2 + T/ + + 2 + * *	~ ~ 47 ~ 14 7 14 7 14 14 14 14 14 	σ# ≠ ιι:	• • • • • • •		
		-	ム陰性の無牙胞性の样質	目じめつし、乳糖	を分解し、酸と刀)	人を形成りるりへ	ての好気性又は通性嫌気性の	か 困をいっ)。)~ 1 ml 中に		
	1個以下		~ 100ml 中に 10cfu 未済	#							
			~100mi 中に 10ciu 木/ Oいては、次の措置を讃								
			これでは、人の指重を開 に適する湯又は水を十分		告であること						
			は、清浄な水を十分に低		-						
	1 1927/10	O J WORK PHI	io、 /fi/かかいと カル.		,, o c c .						
	第2 旅館・ホ	テル営業(施設を設け、宿泊料を	受けて、人を宿泊	させる営業で、簡素	易宿所及び下宿営	業以外のもの)の施設は、	欠の構造詞	殳備の基準を満た		
	していること	-					,				
	1 1客室の床面積は、7㎡(寝台を置く客室にあっては、9㎡)以上であること。(例外については9を参照)										
	2 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として以下の基準に適合するものを有すること。										
	(例外については9を参照)										
	(1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。										
	(2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。										
	3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有していること。										
			て公衆浴場がある等入浴	に支障を来たさん	いと認める場合を	E除き、宿泊者の需	需要を満たすことができる 〕	適当な規模	臭の入浴設備を有		
	しているこ		1			T .=		T = .	ī		
受 付	保健福祉事務所	処理	保健福祉事務所		祉事務所	標準処理期間	20日	目次			
機関		機関		機関		標準経由期間	間 - 日	ΝO			

審 査 基 準 (公 表 用) | 所管部(局)・課 生 活 衛 生 課

法	令	名	旅館業法				法令の番号	昭和23年法律第138号	1		
手	続	名	旅館業営	業許可(3/6)			根 拠 条 項	第3条第1項			
					規模の洗	面設備を有していること。					
				していること。							
								の用に供するものと決定した	=		
	おむね 100mの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客に接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれ										
	がある遊戯をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。										
	8 その他都道府県が条例で定める基準に適合していること。 (1) 客室及び寝具の基準										
審	\-			午 客室を通らないで出入り	ブキュー	· L					
				r至を辿りないで山入り áな数の寝具類を備える		. C ₀					
查	(9		に心し過ぎ が脱衣室の		<i>C C</i> °						
	(2			∞≒ :は、適当な広さの脱衣	安を付記	オステン					
基						っること。 ·ない設備を有すること。					
>#=	(3)便所の基				-54.HXIII C [] / 6 C C					
準	(0			い客室を有する階には	. 男女別	に共同用の便所を設けるこ	۲.				
						に設け、定員に応じた設備	=				
				は、調理場及び配ぜん室			21370220				
				すること。							
	(4)その他の		•							
		ア 定員	こ応じ適当	な広さのフロント、玄	関帳場そ	の他これらに類する設備を	有すること。				
		イ 洗面	所には、給	氷設備を設けること。							
		ウ 共同が	甲の洗面所	fを設ける場合は、定員	に応じた	:数の給水栓を適当な間隔で	設けること。				
				げる施設については、1							
						の季節に限り営業する施設					
				な地域にある施設であ							
	(3) 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設										
W /-	/D /7± = 3	ᆔᆂᄱᅂ	60 TE	/ロ/みをうし 幸をたて	÷4	/ログキラシ まるとの	+# >	200			
受付機関	保健偏	业事務所	処理	保健福祉事務所	交付	保健福祉事務所	標準処理期間	20日	目次		
機関			機関		機関		標準経由期間	- 日	NO		

審 査 基 準 (公 表 用) 所管部(局):課 生 活 衛 生 課

							<u> </u>	活 (年) 注) 議		
浸		令 名	旅館業法				法令の番号	昭和23年法律第138	号	
手	F	続 名	旅館業営	業許可(4/6)			根拠条項	第3条第1項		
審査基準	V. 1	の1 2 3 4 5 6 6 7 (1) (2) アイウス (4) では、の寝換設るの数都基応びにアイウンの寝りはのして、層当該で泊当の寝定浴 アイウイウン (4) では、原見をでは、原当はでは、原当な他のに及室室が治明にのでは、原見をでは、原見をできる。 (1) (2) アイウン (4) では、原見をは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	の瓦は巻き、ここの原準じ脱はな準等別段基構積漁は有採接。を所県・適衣、脱・のび備準造は業適す光し・満をが、当室適衣・利配を設、者用る、て・た有条・なり当室・用ぜ有像、者用る、で	間の基準を満たしている 33 ㎡以上(宿在 33 ㎡以上(宿在 14 個別 が農山漁 しない。は、上及が 場明、浴場がでこと。 は、湿がでこと。 がでこる基準にいるのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	こと、また、は有を関して、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	来たさないと認められる場所でいること。 面設備を有していること。 こと。 ない設備を有すること。 じた設備を有すること。	こ当該宿泊者の数 ⁷ る法律第2条第51 こ。	を乗じて得た面積以上)で 頃に規定する農林漁業体験	あること。 民宿業を	さむ施設につい
受機関		健福祉事務所	処理 機関	保健福祉事務所	交付 機関	保健福祉事務所	標準処理期間	20日	目次NO	
الكرا ا	'		ואנואו	1	ואנואו	1	標準経由期間	間 - 日	1,10	

審 査 基 準 (公 表 用) 所管部(局):課 生 活 衛 生 課

有していること。 3 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有していること。 4 適当な数の便所を有していること。 5 その他都道府県が条例で定める基準に適合していること。 (1) 浴室及び脱衣室の基準 ア 浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。 イ 浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。 (2) 便所の基準 ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。 イ 調理場及び配ぜん室から適当な距離を有すること。 ウ 手洗い設備を有すること。 ウ 手洗い設備を有すること。 第 その他の基準 洗面所には、絵水設備を設けること。 第 5 許可には公衆衛生上又は善良な風俗の保持上必要な条件を附すことがある。 第 6 住宅宿泊事業法における特例 住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項に規定する届出を行った者は、旅館業法の許可を受けずに届出住宅において住宅宿泊事業を営むことができる。						<u></u>	<u> 部(同)・課 生</u>	<u>/口 14) 工 1木 </u>			
第4 下宿営業(施設を設け、一月以上を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業)の場合は、次の構造設備の基準を満たしていること。 1 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有していること。 2 当該施設に近接して公象浴場がある等入浴に支障を来たさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有していること。 3 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有していること。 4 適当な数の便所を有していること。 5 その他節道府県外条例で定める基準に適合していること。 (1) 浴室及び脱衣室の基準 ア 浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。 (2) 便所の基準 ア 溶室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。 (2) 便所の基準 ア 溶溶者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。 ウ 手洗い設備を有すること。 ウ 手洗い設備を有すること。 第5 許可には公衆衛生上又は善食な風俗の保持上必要な条件を附すことがある。 第6 住宅宿泊事業法における特例 住宅宿泊事業法における特例									号		
1 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有していること。 2 当該施設に近接して公東沿場がある等人浴に支障を来たさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有していること。 3 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有していること。 4 適当な数の便所を有していること。 5 その他都道府県が条例で定める基準に適合していること。 (1) 浴室及び脱衣室の基準 ア 浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。 4 浴室及び脱衣室は、外部から見適すことができない設備を有すること。 (2) 便所の基準 ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。 「	手	続 名	旅館業営	業許可(5/6)			根 拠 条 項	第3条第1項			
第 5 許可には公衆衛生上又は善良な風俗の保持上必要な条件を附すことがある。 第 6 住宅宿泊事業法における特例 住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項に規定する届出を行った者は、旅館業法の許可を受けずに届出住宅において住宅宿泊事業を営むことができる。	第4 下宿営業(施設を設け、一月以上を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業)の場合は、次の構造設備の基準を満たしていること。 1 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有していること。 2 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来たさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有していること。 3 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有していること。 4 適当な数の便所を有していること。 5 その他都道府県が条例で定める基準に適合していること。 (1) 浴室及び脱衣室の基準 ア 浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。 イ 浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。 (2) 便所の基準 ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。 イ 調理場及び配ぜん室から適当な距離を有すること。 ウ 手洗い設備を有すること。 (3) その他の基準										
機関 機関 機関	受付機器	第5 許可に 第6 住宅宿 住宅宿	は公衆衛生上 泊事業法にお 泊事業法第3 ・	こ又は善良な風俗の保持 Sける特例	出を行った	-者は、旅館業法の許可	を受けずに届出住宅	きにおいて住宅宿泊事業を営 20日	目次	できる 。	

様式第3号

審査基準(公表用)

						<u>所管部</u>	<u>(局)・課 生</u>	活衛生課		
法	令		旅館業法				法令の番号	昭和23年法律第138号	号	
手	続	名	旅館業営業	業許可(6/6)			根 拠 条 項	第3条第1項		
審査基準	第 7 大道 1 2 (1) (2) (3) (4) 3	国家の県の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の	特別受認のの 域 減 が に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	おける適用除外 国家戦略特別区域外間 きは、当該認定の日以降 けることにより、当該 賃貸借契約であること 意りた施設であること 原則25㎡以上) 照明、防湿、冷暖房の 、寝具、調理、収納、 の保持 する外国語を用いた案	春は、当記 事業につい シ設備 清掃のた かのほか、	他設経営事業として政令で気 変事業を行おうとする者は、 いては、旅館業法の規定は近 の設備・器具 緊急時対応、外国人旅客の 国家戦略特別区域外国人滞在	Eめる以下の要件に その行おうとする 適用しない。 ニの契約に基づく	こ該当する事業を定めた区5 る事業が当該政令で定める 受務を提供する体制が確保	要件に該当	している旨の都
受付	保健福	祉事務所	処理	保健福祉事務所	交付	保健福祉事務所	標準処理期間	20日	目次	
機関			機関		機関		標準経由期間	間 - 日	NO	